

ばならない。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 警察官の昇任に関する権限の委任に関する規則（昭和二十九年九月鳥取県人事委員会規則第十八号）は、廃止する。

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

○告 示 臨時県議会の招集 次

告 示

鳥取県告示第十二号

次の件を付議するため、昭和四十一年一月二十一日臨時県議会を鳥取市に招集する。

昭和四十一年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 昭和四十年鳥取県一般会計補正予算
- 一 昭和四十年鳥取県営印刷事業特別会計補正予算
- 一 昭和四十年鳥取県営林事業特別会計補正予算
- 一 昭和四十年鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算
- 一 昭和四十年鳥取県病院事業会計補正予算
- 一 職員給与に関する条例等の一部改正について

